

～事業者等への強力な資金繰りの支援～

交通事業者に対する車両維持管理費の緊急支援**（予算額：1,200千円）**

新型コロナ第4波に伴う大幅な需要減が生じている市内交通事業者に対し、**車両維持管理費相当額の一部を緊急的に支援**することで経営の安定化を図り、市民生活にとって必要不可欠な**交通サービスの事業継続を応援**します。

● 制度の背景

大型連休以降、飛騨地域でも感染者が急増したことを受けて、観光・飲食関連はもとより、部活遠征や通院目的の交通需要も大きく減少し、交通事業者を取り巻く経営環境が非常に厳しくなっていることを踏まえ、国や県によるまん延防止等重点措置や時短要請の影響を踏まえた関連事業者への月次支援金等に連動し、年間の車両維持管理費の約1/4（4～6月分）に相当する額を基準として、市独自の横出し助成制度を創設します。

● 制度の概要**対象者**

市内に事業所を有する一般旅客運送事業者で次の条件を全て満たすもの

- 令和3年5月9日時点で開業し、交付決定日において営業実態が確認できること
- 交付決定日以降3年以上継続して事業を営む意思を有すること
- 市税等を完納していること

補助額貸切バス事業者 **30万円**タクシー事業者 **10万円**

※一事業者につき1回限り、両事業を実施している事業者にあってはどちらか一方のみ

提出書類

下記の書類を提出してください

- ① 申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 道路運送法に規定する許可証の写し
- ④ 営業活動を行っていることがわかる書類

**申請期間**

令和3年6月1日（火）～令和3年6月30日（水）

－ 詳細な手続き方法・様式は市ホームページに掲載しています －